

インド所得税法



インドにおける所得税は、1961年所得税法および関連規則によって規定されています。とりわけ、課税対象地、居住地、課税、所得の分類、免税や非課税等の税務優遇措置、源泉徴収、税率、移転価格（または税源侵食と利益移転テスト）、その他各種租税回避について取り扱っています。また、インドは様々な国と二重課税回避協定を締結しています。本FAQは、これらに関連するインドの所得税において一般的に想定される質問に対する回答を示したものです。

1. インドにおける所得税の準拠法は？

1961年所得税法および1962年所得税規則が適用されます。

2. インドにおいて所得税を支払う必要があるのはどのような者ですか？

居住者およびインド国内を発生源とする所得を得ている非居住者です。

3. インドにおける課税根拠は？

インドでは、基本的に居住地国課税が採用されていますが、非居住者に対しては源泉地国課税が適用されます。各国との間で締結されている二重課税回避協定により、所得税の二重課税は発生しません。

4. インドにおける居住者とは？

個人の場合、下記のいずれかを満たす場合に、居住者となります。

- i. 当該年度中に182日以上インドに滞在している
- ii. 会計年度中に60日以上滞在し、かつ当該会計年度前の過去4年間（会計年度）で365日以上滞在している
インド国民については、「60日以上」が「120日以上」に変更されています。
- iii. 法人の場合、下記のいずれかを満たす場合に、居住者となります。

インドにおいて設立された

iv. POEM（事業遂行に必要な経営・商業上の重要な意思決定が実質的に行われる場所）がインドにある居住者は、全世界の所得について納税義務を負います。非居住者は、インド国内で得た



(発生した) 所得のみが課税対象となります (インド国外で得た (発生した) 所得は対象外)。

5. 非居住者のインドにおける納税義務は？

インド国内で得た (発生した) 所得に対して納税義務を負います。従って、その所得がインド国内で得た (発生した) かどうかの判断について、留意が必要です。

6. 非居住者にとって課税対象となる所得には、どのようなものがありますか？

一般的に、以下のカテゴリーに分類されます。

- 事業収入
- 給与収入
- キャピタルゲイン
- 不動産収入 (非居住者であるインド人がインド国内に不動産を所有している場合)
- その他収入

7. キャピタルゲインとは何ですか？また、どのように計算されますか？

キャピタルゲインは「資本資産」の譲渡によって発生します。資本資産には、有価証券や不動産が含まれます。資本資産は、所有者がその資本資産を譲渡する直前の所有者の保有期間に応じて、「短期資本資産」または「長期資本資産」に分類されます。譲渡時に受領した対価から、当該資本資産の取得原価を差し引いたものがキャピタルゲインとなります。譲渡した資本資産が短期資本資産であるか長期資本資産であるかによって、キャピタルゲインの計算も分類されます。長期資本資産については、キャピタルゲインの計算時に (原価変動指数に基づき) 取得原価を指数化するのが一般的です。

また、特定の「譲渡」には、キャピタルゲインが発生しないものも存在します。例えば、税務上中立的な企業再編の下で行われた譲渡は、キャピタルゲインが発生する「譲渡」としては扱われません。さらに、一定の条件を満たすキャピタルゲインについては、免税・税額控除を受けることができる規定も存在します。

キャピタルゲインの計算における「取得原価」および「保有期間」の判定に際して、法は様々なケースを幅広く想定しています。また、キャピタルゲインの税率は、資本資産や資本所有者 (= 譲渡者) の種類によって異なります。譲渡資産が短期資本資産であるか長期資本資産であるか、譲渡者が居住者であるか非居住者であるか、等です。通常、短期キャピタルゲインに対しては、長期キャピタルゲインよりも高い税率が適用されます。



8. 移転価格とは何ですか？また、どのような時に適用されますか？

移転価格とは、「税源侵食と利益移転」に際して考慮されるべきものです。濫用防止のため、非居住者である2以上の「関連企業」間の「国際取引」の価格設定のためのルールおよびその方法が定められています。関連企業とは、基本的には共通支配下にある企業を意味します。関連企業および国際取引のどちらも、広く定義されています。

このような取引から生じる収入については、独立企業間価格の原則、すなわち取引主体が無関係または非支配下であった場合の支払額を用いて計算されなければなりません。

現在、独立企業間価格の算定には、下記の方法が用いられます。

- 独立価格比準法 (CUP法)
- 再販売価格基準法 (RP法)



- コスト・プラス (CP法)
- 利益分割法 (PS法)
- 取引単位営業利益法 (TNM法)

9. 外国親会社とインド子会社との間の資金送金方法には、どのようなものがありますか？

通常、以下のような形態での送金が想定されます。

- i. 配当
- ii. 株式譲渡や買い戻しによるキャピタルゲイン
- iii. ボーナス株式
- iv. ロイヤルティ

各々の方法毎に、課税関係は異なります。

10. インドにおける最低代替税 (MAT) とは？

インドでは、企業は利用可能な控除・免除・優遇措置を適用した上で、「通常の規定」に基づいて課税所得を計算します。一方で、最低代替税 (Minimum Alternate Tax: MAT) は、企業が「帳簿上の利益」に対して最低でも15%以上の税金を支払うことを保証するために設けられています。帳簿上の利益は、特定の方法で計算され、損益計算書上の純利益から導き出されます。1961年所得税法の「通常の規定」に基づいて計算された税金がMATよりも低い場合 (例えば、「通常の規定」において利用可能な優遇措置や免除を適用した結果、課税所得が減少した等)、企業はMATの規定に基づいて税金を支払う必要があります。該当年度におけるMATと通常の法人所得税との差額は、MAT控除として15年間の繰り越しが可能となっています。翌年以降、通常の納税額が発生した場合には、所定の方法により、MAT控除を行うことができます。

11. TDS (源泉徴収税) とは？

TDSとは、Tax deducted at Sourceのことで、いわゆる「源泉徴収税」に相当するものです。TDSの規定は、1961年所得税法に含まれています。規定は、特定の者に対して特定の種類の支払いをする者は、1961年所得税法に規定されている特定の税率で源泉徴収を行って納付する、といった考え方に基づいています。納税者や受取人の種類によって、税率は異なります。

12. インド子会社の税務上の欠損金、特に将来の繰越欠損金や経過措置にはどのようなものがありますか？

1961年所得税法においては、「事業損失」と「未吸収減価償却費」が規定されています。事業損失については、将来の事業所得に対して8年間の繰越控除が認められています。未吸収減価償却費については、無制限に繰り越すことができます。また、事業損失の繰越には、いずれかの年度において実質株主の過半数に変動が合った場合に影響を受けます。



13. インド所得税法上、租税中立的であると認められている一般的な企業再編のスキームは？


1961年所得税法において認められているインドの企業再編の主な形態は、合併・分割・分離・譲渡（事業売買契約または事業譲渡契約）・クロスボーダーの合併・分割、組織変更等があります。これらのスキームにおいては、税法上の一定の条件を満たす必要があります。

14. インド政府が署名している租税条約および二重課税回避協定とはどのようなものですか？

非居住者は、インド国内で得た（または発生したとみなされた）所得については、1961年所得税法の下、課税されることになります。非居住者であって、

- i. インド国内における所得の受益者であり、
- ii. インドがDTAA（租税条約）を締結している諸外国の課税居住者であり、
- iii. 租税条約の関連規定の下、租税上の利益を請求する資格がある場合、

非居住者は、1961年所得税法および関連する租税条約の下、税務上の利益を享受することが可能です。通常は、税負担の軽減やインドから居住国への課税所得の移転等です。租税条約規定の適用は、多分に解釈が分かれる部分でもあり、その違いを巡って、場合によっては訴訟に発展することもあり得ます。とはいえ、租税条約の基本的な原則は、要件に該当する非居住者は、1961年所得税法または租税条約のいずれかに基づき、自身にとって有利な方を選択する権利を有するものであるべきです。



**DOUBLE
TAXATION
AVOIDANCE
AGREEMENT**

免責事項：本資料は、法的な助言・意見を提供するものではなく、情報提供のみを目的とし、本資料に記載の内容を商業目的で使用することはできません。Acuity Lawは、本資料の情報に不正確または不完全な内容が意図せず、もしくはその他のいかなる理由により含まれている場合に発生し得る損害・損失についても、一切の責任を負わないものとします。

ご質問やその他追加での情報をご希望の場合は、jd@acuitylaw.co.inまでお気軽にお問い合わせください。